デジタルチケット(親子一日乗車券)の運賃設定について

1. 概要

八戸市美術館では、ポケモン×工芸展を令和7年6月28日から8月31日まで開催する予定である。このため、公共交通の利用促進と美術館周辺道路の混雑緩和を目的として、デジタルチケット(親子一日乗車券)を期間限定で販売するために、運賃に関する協議を行うものである。

2. 運賃(案)

1,000 円という運賃設定は、消費者にとって分かりやすく、計算しやすい金額であるため、利用者が選びやすくなることを目的としている。このシンプルな価格設定により、親子連れの利用を促進し、公共交通機関の利用を増加させることが期待される。

(1) 設定しようとする運賃を適用する路線

八戸市交通部・岩手県北自動車㈱(南部バス)の2事業者が運行する市内 全路線(ただし、岩手県北自動車㈱(南部バス)運行の高速バス及び一般路 線の一部系統を除く)

(2) 金額

1,000 円 (大人1名·小児1名)

(3) 実施予定期間

令和7年7月18日から令和7年8月31日

(4) 適用方法

- ①デジタルチケット商品の乗車券にのみ適用し、適用区間内において、大 人1名及び小児1名が1日に限り使用でき、回数は制限しない。
- ②旅客運賃の割引(身体障がい者、児童福祉法の適用を受ける者、知的障がい者、精神障がい者)はしないものとする。
- ③払い戻しは、デジタルチケットに表示される利用日の前日まで取り扱い、 払戻し手数料は収受しない。

運賃(案)に係る意見募集の結果について

1. 募集概要

住民・利用者・その他利害関係者の意見を反映させるため、意見募集を行った ものである(道路運送法第9条第5項の規定に基づく意見募集)

2. 意見募集の実施主体

八戸市地域公共交通会議

3. 募集方法

八戸公共交通ポータルサイト上で運賃(案)に対する意見募集を実施。

4. 募集期間

令和7年6月9日から令和7年6月15日まで

5. 募集結果について

募集期間中に提出された意見はなかった。

令和7年6月6日

八戸市運賃協議分科会長 様

名 称 八戸市交通部 住 所 八戸市大字新井田字小久保頭4-1 代表者の氏名 八戸市長 熊谷 雄一

一般乗合旅客自動車運送事業における運賃設定の協議について(依頼)

道路運送法第9条及び同法施行規則第9条の規定に基づく運賃の届出を行うため、 関係書類を添えて提出しますので、八戸市運賃協議分科会において協議くださるよ うお願いいたします。 1. 氏名または名称および住所

〒031-0813 青森県八戸市大字新井田字小久保頭 4-1 八戸市交通部 八戸市長 熊 谷 雄 一

2. 設定しようとする運賃を適用する路線

八戸市交通部・岩手県北自動車㈱(南部バス)の2事業者が運行する市内全路線 (ただし、岩手県北自動車㈱(南部バス)運行の高速バス及び一般路線の一部系統を 除く)

- 3. 設定しようとする運賃の種類、額及び適用方法
 - (1)種類:特殊普通旅客運賃『八戸市内共通1日乗車券』 (八戸市交通部・岩手県北自動車㈱(南部バス)の2事業者で使用可能)
 - (2) 額 : 八戸市美術館特別展期間限定八戸市内共通親子1日乗車券 (デジタルチケット限定 大人1名・小児1名) 1,000円
 - (3) 適用方法:①デジタルチケット商品の乗車券にのみ適用し、適用区間内において、 大人1名及び小児1名が1日に限り使用でき、回数は制限しない。
 - ②旅客運賃の割引(身体障がい者、児童福祉法の適用を受ける者、知的障がい者、精神障がい者)はしないものとする。
 - ③払い戻しはデジタルチケットに表示される利用日の前日まで取り扱い、払戻し手数料は収受しない。
- 4. 実施予定日

令和7年7月18日(金)~令和7年8月31日(日)



2 5 岩県北南第 2 4 号 令和 7 年 6 月 2 日

八戸市運賃協議分科会長 様

名 称 岩手県北自動車株式会社

住 所 盛岡市厨川一丁目 17-18

代表者の氏名 代表取締役社長 鈴木 拓



一般乗合旅客自動車運送事業における運賃設定の協議について(依頼)

道路運送法第9条及び同法施行規則第9条の規定に基づく運賃の届出を行う ため、関係書類を添えて提出しますので、八戸市運賃協議分科会において協議 をお願いします。

- 1. 氏名または名称および住所 〒020-0124 岩手県盛岡市厨川一丁目 17 番 18 号 岩手県北自動車株式会社 代表取締役社長 鈴木 拓
- 2. 設定しようとする運賃を適用する路線 岩手県北自動車(南部バス)・八戸市交通部の2事業者が運行する八戸市内全路線 ※高速バスを除く一般路線。但し、一部除外系統あり。
- 3. 設定しようとする運賃の種類、額及び適用方法
 - (1) 種 類 特殊普通旅客運賃 『八戸市内共通1日乗車券』
 - (2) 額 八戸市内共通1日乗車券(デジタルチケット限定) 親子ペア券(大人1名・小児1名) 1.000円
 - (3) 適用方法

ア:デジタルチケット商品の乗車券にのみ適用する。

イ:南部バス・八戸市交通部の2事業者が運行する八戸市内全路線 に適用。※但レシルバーフェリーシャトルバス、軽米高速線は除く。

ウ:身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者及び児童福祉法の 適用を受ける者への割引はしないものとする。

エ:対象エリアを越えて乗車した場合は、乗り越し区間の普通運賃 を支払うものとする。

オ:払い戻しはデジタルチケットに表示される利用日の前日まで取扱い払戻し手数料は収受しない。

4. 実施予定日

令和7年7月18日~令和7年8月31日

運賃の種類、額及び適用方法

【南部バス】八戸圏域運賃上限化対象区間/令和7年7月18日実施

1. 運賃の種類及び額

旅客運貨	重の種類	額
普通旅客運賃	片 道	別 表
空 期 垓 宏 涯 恁	通勤	II
定期旅客運賃	通 学	II .
身体障がい者、知的 障がい者、精神障が い者及び児童福祉 法の適用を受ける 者に対する割引		普通旅客運賃
小 荷 物 運 賃	小 荷 物	普通運賃の半額

(1) 旅客運賃の計算方

イ 小児運賃は大人運賃の半額とし、10円未満の端数は10円単位に切り上げる。

ロ 運賃計算上の端数は、表定運賃によるものを除いて10円単位に四捨五入する。

(2) 小荷物運賃の計算方、運賃計算上の端数は、10円単位に四捨五入する。

◆八戸市内路線 1乗車上限370円

現行運賃	190円	250円	3 1 0円	370円
	(100円)	(130円)	(160円)	(190円)

()内は小児運賃

◆八戸圏域内路線 1乗車上限610円

現行運賃	190円	250円	310円	370円	430円	490円	550円	610円
	(100円)	(130円)	(160円)	(190円)	(220円)	(250円)	(280円)	(310円)

() 内は小児運賃

2. 運賃の適用方法

- (1) この運賃は、当社の一般バスで旅客及び物品を運送する場合に適用する。
- (2) 運賃区界でない停留所から乗車する旅客の運賃は指定停留所を除いて、その外方にある運賃区 界停留所からの運賃を適用する。

指定停留所から乗車する旅客の運賃は、当該運賃区界停留所からの運賃を適用する。

但し、同一運賃区界停留所に属する指定停留所相互間の運賃が異なる場合は、低額の運賃を 適用する。 (3) 大人運賃と小児運賃の区分は、次に掲げる区分による。

大人運賃 ------ 中学生以上の者 小児運賃 ------ 小学生以下の者

(4) 旅客運賃の適用方法は、次のとおりとする。

ア 普通旅客運賃

- (4) 片道普通旅客運賃は、旅客が片道1回乗車する場合に適用する。
- (p) 普通乗車券を使用する旅客が途中下車したときは、原則として前途の区間の乗車を 認めない。

イ 定期旅客運賃

- (イ) 通勤定期旅客運賃、通学定期旅客運賃は、旅客が同一停留所の区間を不定回数乗車する場合に適用する。
- (1) 通勤定期旅客運賃は、乗車目的及び適用旅客の範囲を限定しない。
- (ハ) 通学定期旅客運賃を適用する旅客の範囲は、学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校、及び幼稚園並びに児童福祉法第39条に規定するもの、又は当社の指定する学校に通学するものとする。
- (二) 片道普通旅客運賃を設定していない区間(2路線以上)に跨って乗車する旅客の運賃 は、次の基準運賃額に対応する区間運賃を適応する。

(a) 対キロ区間制

乗降停留所間(乗降停留所が運賃区界停留所でない場合は、運賃区界停留所相互間) の運賃計算キロ程に対応する、大人片道普通旅客運賃額。

但し、それぞれの乗降区間の、大人片道旅客運賃の併算額が前記の運賃額より低額となる場合は、併算額を基準運賃額とする。

- (ホ) 定期乗車券を使用する旅客については、途中下車及び乗車回数を制限しない。
- (^) 定期旅客運賃は、座席定員制及び座席指定制の自動車には適用しない。
- (5) 旅客運賃の割引の種類別の適用方法は、次のとおりとする。
 - イ 身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者に対する割引

身体障がい者福祉法第15条第4項の規定により身体障がい者手帳の交付を受けている者、 都道府県知事(政令指定都市にあっては、市長)の発行する知的障がい者の療育手帳の交 付を受けている者又は精神保健及び精神障害者福祉の関する法律第45条第2項の規定に より精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている者が、その手帳を呈示し、又は市町村 長の発行する所定の運賃割引証を提出したとき及びその介護人(当社において介護を必要 と認めた場合に限る)が介護のために乗車するとき。

ロ 児童福祉法の適用を受けるものに対する割引

児童福祉法第12条の4及び第41条から第44条までに規定する諸施設により養護等を受けている者及びその付添人(当社において付添いを必要と認めた場合)が養護等のために乗車する場合であって、保護施設の長が発行する所定の運賃割引証を提出したとき。

- (6)運賃の割引で2以上の割引条件に該当する場合は、同一乗車券について重複して割引をしない。
- (7) 小荷物運賃の適用方法は、次のとおりとする。

小荷物運賃は、荷主から物品の運送を引受けた場合に適用する。

運賃の算出基礎

1. 運賃計算賃率

2. 0キロメートルまで

2. 1キロメートルから10. 0キロメートルまで

10.1キロメートルから20.0キロメートルまで

20. 1キロメートルから30. 0キロメートルまで

30. 1キロメートル以上

基準賃率の2倍

基準賃率46円70銭

基準賃率の2割逓減

基準賃率の3割逓減

基準賃率の4割逓減

上記から算出された平成9年4月4日認可運賃を、初乗り150円、以降50円刻み(50円単位に切り下げ)とし、更に令和元年10月1日より、初乗り170円、以降50円刻みとし、更に令和6年10月1日より、初乗り190円、以降60円刻みとする。

2. 運賃計算キロ程

(1) 運賃計算キロ程の定め方 割増を適用しない停留所間のキロ程は、実キロ程(キロ程未満1位まで、2位以下1位に四 捨五入)である。

(2) 停留所間キロ程は、普通運賃表記載のとおりである。

	田 巣 蕙	1
種類		
普通旅客運賃	初乗り190円、以降60円刻み 八戸市内上限370円、八戸圏域内上限610円	初乗り190円、以降60円刻み 八戸市内上限370円、八戸圏域内上限610円
	通 勤 1ヶ月 (普通旅客運賃×60) ×0.7 3ヶ月 (普通旅客運賃×60) ×0.7×3×0.95 6ヶ月 (普通旅客運賃×60) ×0.7×6×0.9	通勤 1ヶ月 (普通旅客運賃×60)×0.7 3ヶ月 (普通旅客運賃×60)×0.7×3×0.95 6ヶ月 (普通旅客運賃×60)×0.7×6×0.9
	通 学 1ヶ月 (普通旅客運賃×60) ×0.6 3ヶ月 (普通旅客運賃×60) ×0.6×3×0.95 6ヶ月 (普通旅客運賃×60) ×0.6×6×0.9 12ヶ月 (普通旅客運賃×60) ×0.6×12×0.7	通 学 1ヶ月 (普通旅客運賃×60) ×0.6 3ヶ月 (普通旅客運賃×60) ×0.6×3×0.95 6ヶ月 (普通旅客運賃×60) ×0.6×6×0.9 12ヶ月 (普通旅客運賃×60) ×0.6×12×0.7
定期旅客運賃	通学 は数のある定期 1ヶ月 (普通旅客運賃× (60+は数の日数の2倍)) ×0.6 3ヶ月 (普通旅客運賃× (180+は数の日数の2倍)) ×0.6×3×0.95 6ヶ月 (普通旅客運賃× (360+は数の日数の2倍)) ×0.6×6×0.9	通学 は数のある定期 1ヶ月 (普通旅客運賃× (60+は数の日数の2倍)) ×0.6 3ヶ月 (普通旅客運賃× (180+は数の日数の2倍)) ×0.6×3×0.95 6ヶ月 (普通旅客運賃× (360+は数の日数の2倍)) ×0.6×6×0.9
	片道定期(通勤・通学) 1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月表定運賃の半額(通学12ヶ月片道定期は設定無し) と) ※乗車停留所、降車停留所をそれぞれ1か所に限定する	片道定期 (通勤・通学) 1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月表定運賃の半額 (通学12ヶ月片道定期は設定無し) し) ※乗車停留所、降車停留所をそれぞれ1か所に限定する
	小児定期運賃 大人定期運賃の半額	小児定期運賃 大人定期運賃の半額
	4	

	ラピアドゥ・パス 太人、小児とも150円 ※ラピア~ピアドゥ間限定1日乗降フリー乗車券(券面表示1日限り)	ラピアドゥ・パス 大人、小児とも150円 ※ラピア~ピアドゥ間限定1日乗降フリー乗車券(券面表示1日限り)
	乗継割引乗車券 田子・八戸乗継乗車券 大人610円 小児310円	乗継割引乗車券 田子・八戸乗継乗車券 大人610円 小児310円
4+ 71. 75 - 75 - 74 - 74 - 74 - 74 - 74 - 74 -	①八戸市内共通1日乗車券(交通系ICカード限定) 大人800円 小児400円 南部バス・八戸市交通部の2事業者が運行する八戸市内全路線における	①八戸市内共通1日乗車券(交通系ICカード限定) 大人800円 小児400円 南部バス・八戸市交通部の2事業者が運行する八戸市内全路線における
· 付殊普· 周 斯 各· 是 真	1日に戻りのノリー来単赤 ※シレバーフェリーシャトルジス(三日町~フェリーTA)、軽米高速線 を除く	1日に改りのノソー来単分 ※シルバーフェリーシャトルバス(三日町~フェリーTA)、軽米高速線を除く
	②八戸圏域共通1日乗車券(交通系 IC カード限定) 大人1,500円 小児750円 南部バス・八戸市交通部の2事業者が運行する八戸圏域(八戸市・三戸 町・五戸町・田子町・南部町・階上町・新郷村)を結ぶ全路線における1	②八戸圏域共通1日乗車券(交通系 IC カード限定) 大人1,500円 小児750円 南部バス・八戸市交通部の2事業者が運行する八戸圏域(八戸市・三戸 町・五戸町・田子町・南部町・階上町・新郷村)を結ぶ全路線における1
	ロに取りのノッ一米半分 ※シルバーフェリーシャトルバス (三日町~フェリーTA)、軽米高速線、 各町コミュニティバスを除く	ロになりのノッ・木牛が ※シルバーフェリーシャトルバス (三日町~フェリーTA)、軽米高速線、 各町コミュニティバスを除く
	③八戸圏域共通1日乗車券(デジタルチケット限定)大人1,500円 小児750円南部バス・八戸市交通部の2事業者が運行する八戸圏域(八戸市・三戸町・五戸町・田子町・南部町・階上町・新郷村)を結ぶ全路線における1	③八戸圏域共通1日乗車券(デジタルチケット限定) 大人1,500円 小児750円 南部バス・八戸市交通部の2事業者が運行する八戸圏域(八戸市・三戸 町・五戸町・田子町・南部町・階上町・新郷村)を結ぶ全路線における1
		日に限りのフリー乗車券

|※シルバーフェリーシャトルバス(三日町~フェリーTA)、軽米高速線、 | 各町コミュニティバスを除く

④八戸圏域共通2日乗車券(デジタルチケット限定)

大人2, 200円 小児1, 100円

南部バス・八戸市交通部の2事業者が運行する八戸圏域(八戸市・三戸町・五戸町・田子町・南部町・路上町・新郷村)を結ぶ全路線における1日に限りのフリー乗車券※シルバーフェリーシャトルバス(三日町~フェリーTA)、軽米高速線、

※シルバーフェリーシャトルバス(三日町~フェリーTA)、軽米高速線、各町コミュニティバスを除く

③八戸市内共通1日乗車券(デジタルチケット限定)

大人800円 小児400円

南部バス・八戸市交通部の2事業者が運行する八戸市内全路線における 1日に限りのフリー乗車券 ※シルバーフェリーシャトルバス (三日町~フェリーTA)、軽米高速線を除く

①、②の共通一日乗車券

- ・他地域の交通系 I Cカード(10 カード)含む I Cカード限定販売
- ・車内でのみ販売可能、販売後の払戻し不可
- ・対象エリアを越えて乗車した場合は、乗り越し区間の普通運賃を支払う

③、④の共通乗車券

- ・③④はデジタルチケットの商品の乗車券にのみ適用する。
- ・身体障が、者、知的障が、者、精神障が、者、児童福祉法の適用を受けるものへの割引はしないものとする。
- ・対象エリアを越えて乗車した場合は、乗り越し区間の普通運賃を支払う
- ・払い戻しはデジタルチケットに表示される利用目の前日まで取扱い、払 戻し手数料は収受しない。

※シルバーフェリーシャトルバス(三日町~フェリーTA)、軽米高速線、各町コミュニティバスを除く

④八戸圏域共通2日乗車券 (デジタルチケット限定)

大人2, 200円 小児1, 100円

南部バス・八戸市交通部の2事業者が運行する八戸圏域(八戸市・三戸町・五戸町・田子町・南部町・階上町・新郷村)を結ぶ全路線における1日に限りのフリー乗車券

※シルバーフェリーシャトルバス (三日町~フェリーTA)、軽米高速線、 各町コミュニティバスを除く

③八戸市内共通1日乗車券(デジタルチケット限定)

大人800円 小児400円

親子ペア券 (大人1名・小児1名) 1,000円

南部バス・八戸市交通部の2事業者が運行する八戸市内全路線における

1日に限りのフリー乗車券

※シルバーフェリーシャトルバス (三日町~フェリーTA)、軽米高速線を除く

①、②の共通一日乗車券

- ・他地域の交通系 I Cカード(10 カード)含む I Cカード限定販売
 - ・車内でのみ販売可能、販売後の払戻し不可
- ・対象エリアを越えて乗車した場合は、乗り越し区間の普通運賃を支払う

③、④、⑤の共通乗車券

- ・③④⑤はデジタルチケットの商品の乗車券にのみ適用する。
- ・身体障が、者、知的障が、者、精神障が、者、児童福祉法の適用を受けるものへの割引はしないものとする。
- ・対象エリアを越えて乗車した場合は、乗り越し区間の普通運賃を支払う・払い戻しはデジタルチケットに表示される利用日の前日まで取扱い、払戻し手数料は収受しない。

休日150円サービス

	体日150円サービス 大人150円 小児80円 ※定期券 (全券種) 所持者及び同伴する同居の家族は1乗車あたり大人 150円とする。 ※定期券所持者本人が券面区間を乗越して乗車する場合は、乗越運賃分 を大人150円とする。 ※適用期間: 土曜日、日祝日、お盆(8/13~8/16)、年末年始(12/29~1/3)	体日150円サービス 大人150円 小児80円 ※定期券(全券種)所持者及び同伴する同居の家族は1乗車あたり大人 150円とする。 ※定期券所持者本人が券面区間を乗越して乗車する場合は、乗越運賃分 を大人150円とする。 ※適用期間:土曜日、日祝日、お盆(8/13~8/16)、年末年始(12/29~1/3)
旅客運賃の割引	身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者割引、児童福祉法適用割引 普通運賃…5割引 定期運賃…3割引(但し、小児定期運賃は割引しない) い) ※但し、定期券運賃の割引 の内、精神障がい者割引に岩手県に跨る利用は適用しない。(青森県内のみ)	身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者割引、児童福祉法適用割引 普通運賃…5割引 定期運賃…3割引 (但し、小児定期運賃は割引しない) い) ※但し、定期券運賃の割引 の内、精神障がい者割引は岩手県に跨る利用は適用しない。(青森県内のみ)
小荷物運賃	普通運賃の半額	普通運賃の半額
八戸圏域地域連携 IC カード「ハチカ」 交通ポイント	○「ハチカ」以外の交通系 IC カードは交通ポイント付与対象外 ○交通ポイント付与率 ・一般 (大人)、小児、障がい者ハチカは3% ・青春 (学生) ハチカは12% ○共通1日乗車券をハチカで購入した場合も交通ポイントを付与する ○不足分や、定期券の乗り越し等、一部「現金で支払った分」に対しては 交通ポイントは付与しない ○ケマージに対しては交通ポイントを付与しない ○グ通ポイントは1ポイント=1円の扱いとするが、バス乗車のみに利用 出来るものとし、電子マネ一等で利用することはできない ○貯まった交通ポイントが乗車区間の運賃を上回っている場合、自動的に 交通ポイントから運賃を差し引く ○有効期限は、最後に交通ポイントの付与・利用があった日から1年間 ○方の上ドを返却する場合は、払戻と同時に交通ポイントは失効する	○「ハチカ」以外の交通系 IC カードは交通ポイント付与対象外 ○交通ポイント付与率 ・一般 (大人)、小児、障が、者ハチカは3% ・青春(学生)ハチカは12% ○共通1日乗車券をハチカで購入した場合も交通ポイントを付与する ○不足分や、定期券の乗り越し等、一部「現金で支払った分」に対しては 交通ポイントは付与しない ○チャージに対しては交通ポイントを付与しない ○チャージに対しては交通ポイントを付与しない ○方キージに対しては交通ポイントを付与しない ○方キージに対しては交通ポイントを付与しない ○方キージに対しては交通ポイントを付与しない ○方キージに対しては交通ポイントを付与しない ○方オージに対しては交通ポイントを付与しない ○方もジに対しては交通ポイントの付与・利用があった日から1年間 ○方もアを返却する場合は、払戻と同時に交通ポイントは失効する ○カードを返却する場合は、払戻と同時に交通ポイントは失効する